

防犯カメラの設置費用を補助します。

令和5年度 香川県警察防犯カメラ設置促進補助事業

補助の対象 になる事業

防犯カメラ(録画装置等を含む)の購入と設置にかかる費用

1. 地域住民の身近に起きる犯罪や、子供に対する声かけなどを抑止することを主な目的として設置する防犯カメラであること。
2. 道路や公園など不特定かつ多数の人が利用する場所を撮影すること。
 - ※ 特定の建物や施設などの監視を主な目的として設置する監視カメラは、対象外になります。
 - ※ リースやレンタルによる設置も対象外です。

補助の対象 になる団体

香川県内の市町及び自治会等の住民団体（自治会等）

1. 一定の地域を基盤として、地域に根差した活動をしていること。
 2. 規約、代表者を定めていること。
- など、一定の条件を満たす団体
- ※ 自治会等が申請する場合は、市町の同意が必要です。
 - ※ 個人や企業等は、補助対象外になります。

補助金額

自治会等の場合

20万円まで

- ・補助対象経費の3分の2以内
- ・市町などから助成金等を受ける場合は、補助金額との合計金額が補助対象経費を超えないこと。

市町の場合

100万円まで

- ・補助対象経費の2分の1以内

申請受付

申請期間は、令和5年4月3日（月）～令和5年12月28日（木）
申請者は先着順で、予算の上限に達した時点で受付を終了します。
申請窓口は、香川県警察本部生活安全企画課です。

詳しい内容は、

「香川県防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱」及び

「香川県警察防犯カメラ設置促進事業に関するガイドライン」

をご確認ください。

問い合わせ先

〒760-8579

高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部 生活安全企画課

電話（代表）087-833-0110（内線）3034

月～金曜日（祝日を除く）

8:30～12:00

13:00～17:15